

平成28年11月定例教育委員会会議録

日 時 平成28年11月17日(木) 午後3時00分～3時36分
場 所 櫛引庁舎・教育委員室
出席委員 教育長 加藤 忍
1番 田中 芳昭(教育長職務代理者)
2番 佐竹 美津子
3番 毛呂 光一
4番 佐藤 清美
欠席委員 なし

出席議事説明職員氏名

参事兼管理課長	石 塚 健	学区再編対策室長	佐 藤 嘉 男
学校教育課長	中 野 洋	学校教育課指導主幹	加 藤 弘 人
社会教育課長	本 間 明	社会教育課文化主幹	佐 藤 尚 子
中央公民館長	前 森 淳 子	藤沢周平記念館長	鈴 木 晃
スポーツ課長	小 杉 良 則	図書館長	佐 藤 巖
学校給食センター所長	太 田 功		

出席事務局職員氏名 管理課庶務専門員 石川聡

会議次第

1. 開会
2. 市民憲章唱和
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
日程第1 議第26号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について(非公開)
5. 報告事項
(1) 平成28年度中高一貫教育シンポジウムについて
(2) 鶴岡市文化会館設置及び管理条例の制定について
6. 閉会

開 会（午後 3 時 0 0 分）

教育長 　　ただ今から 1 1 月の定例教育委員会を開会する。最初に市民憲章唱和を行う。

（藤沢周平記念館長が先唱し、市民憲章唱和）

教育長 　　会議録署名委員は、2 番委員に願います。

　　本日の議事について、議第 2 6 号は議会上に上程される前の議題のため、非公開とすることにご異議ないか。

各委員 　　異議なし。

　　異議なしと認め、議第 2 6 号は非公開とさせていただきます。

（会議録は別記録とする）

教育長 　　次に、報告事項に入る。平成 2 8 年度中高一貫教育シンポジウムについて、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 　　中高一貫教育シンポジウムについてご説明申し上げます。まず、教育委員の皆様には、視察の際に今回お招きする宮城県古川黎明中学校・高等学校にも訪問いただき、ありがとうございました。資料の 1 枚目が実施要項であり、2 枚目が申込み案内となっている。本事業のねらいは、市民の方々への中高一貫教育のさらなる周知と、昨年度からの引き続きである一貫校設立にむけての機運の醸成である。開催日時は 1 2 月 1 3 日 火曜日 1 9 時からを予定している。会場は、当初 1 0 0 名程度を収容できるにこふるの 3 階を準備したが、昨年より、多くの皆様に参加いただきたいということで、1 8 0 名程を収容可能なコミセンの 1 階大ホールに変更している。シンポジウムには、教育庁の高校改革室、視察でも訪れていたいただいた宮城県古川黎明中学校・高等学校、山形県立東桜学館中学校・高等学校の方からご参加いただき、部、部の形式での実施を計画している。資料に記載させていただいた校長先生、教頭先生そして室長さんからお出でいただき、一時間半という短い時間ではあるが、加藤教育長からコーディネートを務めていただきながら、シンポジウムを実施して参りたいと考えている。2 枚目のシンポジウムのチラシには申込欄も記載し、各学校すべての児童生徒に配布している。キャパの問題もあるので、参加人数を事前に人数を把握しながら、実施していきたいと思っている。

教育長 　　この件について、何か質問あるか。

2 番委員 　　シンポジウムのチラシは、学校以外に一般の方にも配られるのか。

学校教育課長 　　一般の方への周知についても、各庁舎のほか、いろいろな所に申込書を置かせていただきたいと考えている。開催日近くには、報道機関の方

にもお知らせし、保護者の方もそうだが、できるだけ一般の方々にも周知して、参加いただけるような手はずを整える。12月の広報でも周知する予定となっている。

1 番委員 チラシを配布している学校とは、小中学校という意味で、高等学校には配布していないということによろしいか。

学校教育課長 参加対象者が、各小中高等学校教職員ということで、学校向けには配布するが、現在の高校生のご父兄には、今のところ配布は考えていないものである。

教育長 この件について、他に質問あるか。では次に、鶴岡市文化会館設置及び管理条例の制定について、事務局より説明をお願いする。

社会教育課
文化主幹 鶴岡市文化会館設置及び管理条例の制定について、ご説明申し上げます。文化会館は、市長の権限に属する事務の補助執行ということで社会教育課の方で担当している。来年8月末に竣工となる文化会館の設置及び管理条例の文案については、去る11月10日に総務部長を委員長とする鶴岡市法令審査会において審議いただいております、12月議会に上程するものである。概要としては、一般的な条例と同様、開館時間や閉館日、指定管理、使用料などが盛り込まれているものである。条例の内容についてご説明申し上げます。設置目的は、第1条のとおり音楽芸術、舞台芸術等を中心とした市民の多様な芸術文化活動の支援、未来の芸術文化の担い手の育成、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供等を行うことにより、本市の芸術文化の振興、交流の促進及びにぎわいの創出を図り、もって心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとあり、整備基本計画からの基本理念、支える・育てる・高めるを反映させた内容としている。第2条については、名称と位置を規定している。第3条には事業として管理運営の基本方針に基づいた、担い手の育成、鑑賞の機会の提供、参加体験の機会の提供、情報の蓄積・発信、伝統文化の普及・継承、交流の促進・にぎわいの創出等に関する事業を実施するものとしている。第4条から第6条については、指定管理に係る内容となっており、平成30年4月1日から指定管理者に管理を行わせたいと考えている。指定管理者の業務としては、事業に関する業務、貸館に関する業務、施設・附属設備の維持管理に関する業務としている。第7条では開館時間を、また第8条では、休館日を規定している。第9条では、ホール等の施設を使用しようとする者は、申請し許可を受けなければならないとしている。第11条の使用料については、受益者負担の原則を考慮しつつ、基本的には使う側から使いやすいことを念頭に置き、近隣の類似施設を参考に設定している。使用料については、原則前納。また、市長は使用

料の全部又は一部を免除できるとしている。施設の使用料については、別表にまとめている。大ホールは、平日の全日使用の61,000円が基準となるものである。旧文化会館では39,300円となっており、それに比べると1.6倍の金額となっているが、例えば、酒田の希望ホールは83,520円、南陽市文化会館は60,400円となっており、受益者負担を考慮しつつ利用しやすい料金ということで、周辺の施設の額を参考に設定しているものである。大ホール、小ホール、練習室は、近隣の施設の平均使用料を参考にし、楽屋、会議室、託児室は、近隣施設の平米あたりの時間単価を参考に設定しているものである。そのほか、附属設備、備品、冷暖房の使用料については、施行規則で定めることになる。第12条では、既納の使用料は原則還付しないこととしている。第10条の使用許可の制限、第13条の目的外使用等の禁止、第14条の使用許可の取消し等、第15条の原状回復、第16条の損害賠償については、一般的な施設の管理及び設置条例に沿った条項となっている。第17条では、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしているが、規則については、今後総務課と相談しながらつめていくものである。なお、この条例の施行日は平成29年10月1日とし、第6条の指定管理の指定の手続き等及び附則第2項の準備行為、貸館の受付などの行為については公布の日、第4条、第5条、第9条から第15条まで及び別表の規定については、平成30年4月1日から実施することとしている。

- 教育長 この件について、何か質問あるか。
- 3番委員 駐車場の使用料とは、駐車場にテントを張って、何かをするというようなことか。
- 社会教育課
文化主幹 委員がおっしゃられたとおり、文化会館の駐車場を特別に借り切って例えば物販をするとか、というようなことを想定している。
- 3番委員 駐車場にゲートを作るとか、有料にするか無料にするかというのは、ほぼ決まっているのか。
- 社会教育課
文化主幹 有料、無料については、今のところ以前と同じ扱いになろうかと思う。ゲートについては、設置する方向で検討している。
- 1番委員 条例に関しては意見ないが、こけら落としの1年間の特別イベントについては、どこで選考しているのか。
- 社会教育課
文化主幹 平成29年8月に竣工後、9月30日に竣工記念式典を行い、10月1日に市制施行の記念式典というところから始まり、平成30年3月にグランドオープン、それ以降1年間を開館記念事業と位置付けているが、そちらの検討については、担当の社会教育課を中心に、プロモーター等

と交渉しながら、検討を進めているところである。

教育長

他に報告事項はないか。ないようなので、これをもって11月の定例教育委員会を終了とする。

閉 会 (午後3時36分)

鶴岡市教育委員会会議規則第16条の規定によりここに署名する。

鶴岡市教育委員会教育長

鶴岡市教育委員会委員